

(別添1)

「令和7年8月大雨災害義援金」 取扱要領

1 義援金の受付け

(1) 共同募金会の直接受付け

寄付者が共同募金会に直接寄託する場合は、次の窓口で受け付けます。

ア 宮崎県共同募金会事務局

宮崎市原町2-22 宮崎県福祉総合センター 人材研修館3F

TEL0985(22)3878 FAX0985(22)3879

イ 市町村共同募金委員会事務局

留意事項

- (ア) 義援金を寄託された時は、所定の振込票により宮崎県共同募金会に送金してください(振込票の備考欄にそれぞれ「令和7年8月豪雨義援金(熊本県)」、「令和7年8月豪雨災害義援金(鹿児島県)」、「令和7年8月大雨災害義援金(中央共募)」と明記をお願いします)。
- (イ) 義援金の送金の際には、それぞれ別添2～4の災害義援金寄付者名簿に寄付者の氏名・金額などを記入の上、宮崎県共同募金会に報告してください。
- (ウ) 寄付者が義援金について税制上の優遇措置(所得税・法人税)を希望される場合は、受付者名簿の該当欄に○印を記入してください。

(2) 義援金の直送

寄付者が直送したい場合は、各共同募金会において下記のとおり口座が開設されていますので紹介します。

また、直接寄託した寄付者には、金融機関振込時の利用明細票が「免税証明書」となり、各義援金の募集要綱を添えて税務署へ御提出いただければ、税制上の優遇措置として確定申告が可能ですので、寄付者にその旨、御案内ください。

【 熊本県共同募金会 】

受付期間	令和7年8月13日(水)～令和7年10月31日(金)		
ゆうちょ 銀行	口座番号	00930-3-326680	※振込手数料 無 料
	口座名義	熊本県共同募金会 令和7年8月豪雨義援金(熊本県)	
銀行振込	銀行名	肥後銀行 水道町支店	※各本支店間の 窓口からの振込 無料 ※ATM等からの 振込手数料有料
	口座番号	(普) 2782199	
	口座名義	令和7年8月豪雨義援金(熊本県) (福) 熊本県共同募金会	

【 鹿児島県共同募金会 】

受付期間	令和7年8月19日（火）～ 令和7年12月26日（金）		
ゆうちょ 銀行	口座番号	00910-4-335962	※振込手数料 無 料
	口座名義	鹿児島県共募 令和7年8月豪雨災害義援金（鹿児島県）	
銀行振込	銀行名	鹿児島銀行 県庁支店	※本支店間の振 込手数料無料 ※ATM等からの 振込手数料有料
	口座番号	（普） 3046999	
	口座名義	社会福祉法人 鹿児島県共同募金会	

【 中央共同募金会 】

受付期間	令和7年8月29日（金）～ 令和7年10月31日（金）		
銀行振込	銀行名	三井住友銀行 東京公務部	*各本支店間の 窓口及びATM からの振込手 数料無料
	口座番号	（普） 0162529	
	口座名義	（福）中央共同募金会 災害義援金口	
	銀行名	りそな銀行 東京公務部	
	口座番号	（普） 0126781	
	口座名義	（福）中央共同募金会	

2 本会に寄託された義援金の取り扱い

共同募金委員会より寄託された義援金は、宮崎県共同募金会より熊本県共同募金会、鹿児島県共同募金会、中央共同募金会に送金します。

3 義援金の配分

中央共同募金会でお預かりした義援金は全額、熊本県、鹿児島県に設置される配分委員校正組織に被災状況に応じて按分のうえ送金し配分されます。

熊本県共同募金会、鹿児島県共同募金会に寄せられた義援金は、被災地それぞれが設置する義援金配分委員会において配分を決定し、市町村を經由して被災された世帯に配布されます。

4 義援税制上の取り扱い

この義援金は所得税法上第78条第2項第1号および法人税法上第37条第3項第1号に規定する「国または地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当し、税の控除対象となります。ただし、税の軽減を受けるためには、義援金の領収書または義援金の振込票の控え、義援金募集要綱の写しの添付など所定の手続きが必要です。

5 その他 今回は義援金のみとし、救援物資・物品等の受け付けは行いません。